

## 署名簿の記入方法 Q&A

Q 1 : 自分の住んでいる市（町・区）以外の人々の署名は集められますか？

A 1 : 集められません。受任者の方は、自分がお住まいの市（町・区）の方からのみ署名を集めて下さい。

Q 2 : よその市（町・区）に住んでいる友達に、署名してもらうことはできないんですか？

A 2 : 残念ながらできません。その方自身に受任者のなっただけか、その市（町・区）に住んでおられる他の受任者さんに署名を集めてもらって下さい。

Q 3 : 署名簿5ページの右上にある、受任者の氏名などの欄には印は必要ない？

A 3 : 署名簿5ページの右上の欄には、押印は必要ありません。受任者の方の氏名、住所、生年月日が記入されていればOKです。

Q 4 : 署名簿5ページの右上にある、『平成 年 月 日』の部分が空白になっていたけど、どーするの？

A 4 : 空白のままにしておいて下さい。

Q 5 : 署名簿6～7ページの一番左側にある、『有効無効の印』の欄は、どーするの？

A 5 : 選挙管理委員会の側が使う欄ですので、空白のままにしておいて下さい。

Q 6 : 署名簿6～7ページの一番上にある、（この署名簿は 市 区に・・・）の欄は、どーするの？

A 6 : 受任者の方のお住まいの市および区を記入するか、空白のままにしておいて下さい。

【例 （この署名簿は静岡市葵区に・・・） （この署名簿は沼津市 区に・・・）】

Q 7 : 「氏名、住所はいいけど、生年月日は書きたくない」と言われたんだけど？

A 7 : 法律で、①署名年月日 ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤印の五つが必要とされています。一つでも欠けると、せっかくの署名が無効となってしまいますので、記入するようお願いして下さい。

Q 8 : 「家族の分を代わりに書きたい」と言われたんだけど？

A 8 : 氏名の部分は、自筆でなければいけません。氏名だけでも、必ずご本人に書いてもらって下さい。

Q 9 : 右側の代筆者の欄に記入すれば、家族や友達の方も署名できるの？

A 9 : できません。身体や精神の障害などのために署名することができない場合にのみ、代筆は認められています。家族の不在などを理由にしての代筆署名は無効となってしまいます。

Q 10 : 身体障害者なのですが、家族の高校生に代筆してもらうことはできますか？

A 10 : できません。お住まいの市町区の選挙人名簿に登録されている方のみ、代筆が可能です。

Q 11 : 受任者が代筆者となることはできますか？

A 11 : できません。受任者も請求代表者も、代筆することはできません。

Q 1 2 : 記入内容を訂正するときには、訂正印を押さなきゃいけませんか？

A 1 2 : 一般社会常識的な意味にすぎないので、絶対に必要というわけではありません。

Q 1 3 : 「区」や「町」を書く欄があるけど、ウチの市には、区も町もないんだけど？

A 1 3 : 「区」「町」の欄を空白にして、その右側から記入してください。また、「町」「区」欄に地名を記入した場合は、「町」「区」に丸をつけないようにして下さい。

Q 1 4 : 署名簿で一人分を空欄にして、とばして記入しちゃったんだけど？

Q 1 4 : 大丈夫です。途中をとばして9人分しか記入していなかったとしても、何の問題もありません。

Q 1 5 : 署名年月日が古い日付のモノが、先にきちゃったんだけど？

Q 1 5 : 大丈夫です。署名年月日が前後逆になったとしても、問題はありません。

Q 1 6 : エンピツで書いてある署名があったんですが？

Q 1 6 : 有効です。ただし後の管理を考えると、エンピツは避けてほしいです。

Q 1 7 : 青や赤いボールペンで書かれた署名があったんだけど？

A 1 7 : 法律で色の指定まではされていないので、有効です。

Q 1 8 : 受任者は、毎回署名簿の6～7ページに署名するんですか？

A 1 8 : 5ページの委任状の部分は記入が必要ですが、6～7ページの署名は1回分のみ有効です。

Q 1 9 : 静岡県内出身で、県外に住民票がある人の署名も有効になりますか？

A 1 9 : 無効です。